

入 札 説 明 書

令和7年9月17日さいたま市告示第1476号（以下「告示第1476号」という。）により公告した「さいたま市地盤変動調査水準測量業務」の入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 件名

さいたま市地盤変動調査水準測量業務

2 入札説明書等に関する質問及び回答

競争入札参加資格、入札説明書及び仕様書等の内容に関する質問がある場合は、質問書を提出すること。

(1) 提出方法

電子入札システムにより行います。

電子入札システムを利用できない場合は、質問書を持参、郵送、電子メール又はFAXで提出してください。

(2) 電子入札システム以外の提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市環境局環境共生部環境対策課

電話：048（829）1331

電子メール：kankyo-taisaku@city.saitama.lg.jp

FAX：048（829）1991

(3) 受付期間

公告日から令和7年10月1日(水)まで(休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

(4) 回答方法

令和7年10月3日（金）までに電子入札システムに掲載します。電子入札システムを利用できない場合は、電子メール又はFAXにて回答します。

3 競争入札参加資格確認申請に関する事項

(1) 提出方法

埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争入札参加資格確認申請時に競争入札参加資格申込兼資格確認申請書を添付して提出してください。入札参加資格の確認のための必要書類については、別途、提出期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札参加承認申請書とともに、持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

(2) 提出書類

ア 競争入札参加資格等確認申請書

- イ 令和２年以降の契約実績を確認できる書類（契約書の写し及び履行を証明する書類の写し）
- ウ 入札保証金免除申請書（入札保証金の免除を申請する場合に限る。）

(3) 提出期間

- ア 電子入札システムにより提出する場合

告示の日から令和７年１０月１日（水）まで

- イ 紙により提出する場合

告示の日から令和７年１０月１日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後４時まで）

(4) 電子入札システム以外の提出先

２（２）に同じ

４ 入札保証金の免除申請

(1) 入札保証金の免除要件

競争入札に参加しようとする者が、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号。以下「契約規則」という。）第９条第１項第１号、第２号又は第３号に該当する場合は、申請に基づき入札保証金の納付免除となります。

- ア 第１号に該当 さいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を、保険会社と締結した者。

なお、加入方法については、入札保証保険を取り扱っている損害保険会社等保険会社に問い合わせること。また、保険会社での審査に時間を要する場合があるので、競争入札参加申込締切間際の加入には注意すること。

- イ 第２号に該当 過去２年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者。

- ウ 第３号に該当 過去５年間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類を同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行している者。

(2) 入札保証金の免除申請

入札保証金の免除を申請する場合は、入札保証金免除申請書に以下の書類を添付してください。なお、入札保証金免除申請書の本文に適用号数を記入してください。

- ア ４(1)アに該当する場合 入札保証保険証券

- イ ４(1)イに該当する場合 契約の締結及び履行状況のわかる書類

- ウ ４(1)ウに該当する場合 契約の締結及び履行状況のわかる書類

５ 入札及び開札に関する事項

(1) 最低制限価格

設定します。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができません。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の１１０分の１００の価格の範囲内で入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者としてします。

ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。

再度入札は1回とします。また、再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として扱うものとします。

(4) 開札時の入札参加立ちは必要です。

(5) 開札結果

落札者の決定については、開札日に電子入札システムにおいて通知します。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知します。

また、開札結果については、後日、入札情報公開システムに掲載します。

6 その他

(1) 入札方法

ア 電子入札システムから入札金額を記録してください。やむを得ない事情により電子入札システムが使用できず、紙による入札を実施する場合は、事前に「紙入札参加承認申請書」を提出してください。

イ 紙による入札の場合は、市指定の入札書をもって行い、表に「さいたま市長」、「件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を書いた封筒に入札書を入れて提出してください。代理人が持参により入札書を提出する場合においては、委任状を提出してください。

なお、郵便による入札を行う場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きの上、必ず郵便書留にて送付してください。

(2) 契約手続等

契約予定日 令和7年10月31日（金）

(3) 電子入札システムにおける会社名や代表者の変更等の取り扱い

会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札を実施してください。